

◆優秀賞◆

「日本の M&A 取引における「契約を破る自由」の是非について」

人文学部社会科学科 4年

岩木良徳

アメリカの契約法で発展した考えの1つに「契約を破る自由」というものがある。これは、一旦契約を締結した後、さらに有益な他の提案がなされた場合、元の契約の相手方に損害賠償を支払うことで元の契約を破棄し、他の提案に飛びつくことを法が容認するものである。日本において「契約を破る自由」は認められていない。しかし、日本での「契約を破る自由」の導入を検討する上で興味深い判例がある。それは平成16年から18年にかけて争われた住友信託銀行 VS 旧 UFJ 銀行事件である。

この事件は、M&A 契約交渉が破棄されたことにより起きた紛争である。先例が乏しい中で裁判所は主に契約法の観点から審理し、判決を下した。現在では既に両者の和解が成立しているが、裁判所の判断には検討すべき論点がある。それは、会社法の観点から審理がなされていないことである。M&A 契約には一般の契約とは違う特徴がある。それを考慮すると、会社法的観点からの審理の必要性が見えてくる。本件では、特に独占交渉権の有効性と取締役の善管注意義務について検討すべきである。それらを踏まえた上で、日本の M&A 取引において「契約を破る自由」を容認することの意義について検討を試みる。